

宮古島市電気自動車専用充電設備導入事業 仕様書

1. 事業の名称

宮古島市電気自動車専用充電設備導入事業

2. 事業の目的

宮古島市では電気自動車普及のために電気自動車専用充電設備（以下、「EV 充電設備」という。）を設置し、一般市民向けに電気自動車充電サービスを提供してきた。今後の更なる電気自動車普及に向け、民間サービスを活用した E V 充電設備更新を実施することで、安定して継続的な充電サービスの提供と市域における電気自動車の更なる普及を目指すものとする。

3. E V 充電設備の種類・基数

普通充電器（定格出力 6kw）以上とする。

設置基数については、各設置場所へ 1 基以上とし企画提案内容を踏まえ、市と協議のうえ決定する。

4. 設置場所

宮古島市内（別紙参照）

5. 事業内容

本事業は、市有地を活用し、E V 充電設備を整備するもので、E V 充電設備の設計、設置工事、E V 充電設備の利用システム等の整備、設置場所の環境整備、運用及び事業期間終了後の E V 充電設備等の撤去、E V 充電設備設置場所の原状回復に係る一切の費用は、事業者が負担するものとする。

- (1) 宮古島市が「4.設置場所」に示す場所への新規 E V 充電設備を設置すること。事業者は、設置物（充電設備、電柱、マーカー、看板等）の設置に必要な市有地について、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び宮古島市財産管理規則（規則第 5 号）第 31 条、に基づき行政財産の使用許可を受けること。なお、土地の貸付料等については関係条例に基づき徴収するものとし、貸付料等については事業者から設置に係る面積の提案を受けたうえで、事業者が決定後、関係条例等に基づき決定する。
- (2) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が提案するものとする。
- (3) 利用料金の支払いは、クレジットカードや Q R コード決済またはそれらと連携したアプリでの決済など利便性の高い決済システムとすること。

- (4) 苦情や事故発生時の対応については、事業者が責任をもって行うこと。また、速やかに対応できる体制を整えること。
- (5) EV 充電設備に不具合が発生した場合に、速やかに対応できる体制を構築すること。
- (6) 充電時の電力については、原則事業者が、新規に電線引込工事を行った上で、小売電気事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達をおこない電気料金を負担するものとする。ただし、普通充電設備に限り、上記工事が実施できない場合、市がEV 充電設備の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を市に対して精算する際はこの限りでない。
- (7) 事業者は、設置したEV 充電設備の利用状況を必要に応じ市に報告すること。
- (8) 本事業の実施にあたっては、事業者において、国の補助事業（クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金）を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適用した内容で提案するものとする。なお、国の補助金を活用しない場合においても、補助要件に準拠した内容で提案すること。

6. 本事業の実施期間

(1) 事業開始時期

EV 充電設備導入事業を開始する時期は、市と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、協定締結の日の翌日から起算して、8 年以上の複数年とし、EV 充電設備の導入は令和 8 年度内に完了するものとする。事業期間中は事業者の責任において、EV 充電設備の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業を終了することになった場合は、事業者の負担によりEV 充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

7. 本事業の実施に伴う条件等

- (1) EV 充電設備の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、EV 充電設備の運用に係る一切を事業者の負担により行う。
- (2) EV 充電設備の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) EV 充電設備の整備にあたっては、事業者は、事前にEV 充電設備の使用、施工方法等を記載した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。
- (4) 撤去工事もしくは設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に市と協議を行うものとする。
- (5) 本事業を実施するにあたり、事業者がこの仕様書もしくは市との間に取り交わす契約等に定める義務を履行しない場合には、契約等を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。

- (6) 事業者は、E V充電設備の運用開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに市に連絡したうえで対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者等から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (7) 事業者は、次の事項に当てはまった場合、事業者がその損害を賠償する義務を負うものとする。
- ・事業者が施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合
 - ・E V充電設備の整備及び管理に関する市との合意事項（協定書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合しないことにより施設等に損害を与えた場合
 - ・その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合
- (8) 第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任は負わない。
- (9) 災害発生時など充電設備を無償で開放できるなど柔軟な対応が可能であること。
- (10) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (11) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (12) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる市の損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (13) 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を第三者に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

8. その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、市と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記にかかわらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。